

【 ひきこもり対策について 】 令和3年7月1日（木） 保健福祉委員会

1 ひきこもり対策について

ひきこもり対策についてですが、

この数年、生きづらさを抱える『ひきこもる人たち』に、どう向き合うかが問われるようになっていきます。

令和元年の第2回定例会における一般質問で、我が会派の同僚議員から、『中高年のひきこもり支援』について伺っていますので、その後の道の取組なども含め、以下、何点か伺います。

(一) 実態調査について

国のこれまでの調査で、ひきこもりは、40歳から64歳の方で61万3千人に上るといった推計値などが公表されています。

道では、ひきこもりの方をどのように把握しているのか、道内のひきこもりの方はどれ位になっているのか、伺います。

(答弁：障がい者保健福祉課精神医療担当課長 中野 繁)

・道では、毎年、『ひきこもり支援状況調査』を実施し、市町村が把握しているひきこもりの方の人数や市町村独自の取組も含めた支援状況などを確認している。

・直近の調査結果によると、令和2年3月末現在、市町村が

把握している、ひきこもりの方の人数は、札幌市を除き、1,011人。

(二) 支援体制について

ひきこもりは、その対応の難しさから、本人はもとより、深刻な影響が家族にも長期間にわたって及ぼすことから、社会問題となっており、ひきこもりの原因を早期に発見し対応するための体制や、ひきこもり状態になっている方などを支援するための体制を整備する必要があります。

そのためには、対応の入り口となる相談窓口や、相談機能の充実を図る必要がありますが、道の相談窓口の状況はどのようになっているのか、相談件数や、どのような支援に繋がられているのか、伺います。

(答弁：障がい者保健福祉課精神医療担当課長 中野 繁)

・道では、ひきこもりの方やその家族の支援拠点として、『北海道ひきこもり成年相談センター』を平成21年に設置し、ご本人やご家族などに対し、相談対応を電話や来所、家庭訪問により行っており、その件数は、令和2年度は、524件。道立保健所や道立精神保健福祉センターにおいても、同様の相談対応を行っており、令和元年度は、500件。

・これらの相談対応によって、精神的な面での支援が必要な方には、適切な医療機関への受診支援へつなげている。

・ひきこもりでニートとなっている方には、『地域若者サポートステーション』などと連携し、就労支援などにつなげるなど、それぞれの実情に応じた支援を行っている。

※平成 21 年度に、厚労省の委託事業として新設された『ひきこもり対策推進事業』については、都道府県と政令市で活用されはじめ、北海道が平成 21 年度から、札幌市が平成 27 年度からスタートしたと承知しております。

(三) 道庁内の連携等について

ひきこもり対策は、医療機関などの関係機関や、道庁内においても関係部局との幅広い連携が必要です。

令和元年第 2 回定例会では、『ひきこもり対策に関する協議を行う部局横断型の連携会議を設置して、包括的なサポート体制づくりに努める』との答弁でしたが、医療機関との連携も含め、道としてどのように取組んできたのか、課題と併せて伺います。

(答弁：障がい者支援担当課長 新井 明)

・道では、『北海道ひきこもり成年相談センター』に、関係機関を構成とする『ひきこもり支援者連絡会議』を設置し、ケース検討、個別相談、ひきこもりに関する研修会などを行い、種々の相談内容に応じた適切な支援を行うことが出来るよう、相談技術や支援体制の向上を図っている。

・令和元年度には、道庁内に、関係部、道教委及び道警察本部で構成する『ひきこもり対策庁内連絡会議』を設置し、取組状況や課題を共有するなどし、連携を進めるとともに、道民の皆様へ各種の相談窓口等をお知らせするほか、市町村との連携にも努めてきているところではあるが、ひきこもりに関しては、家庭内の問題として顕在化しやすいこともあり、より身近な市町村における相談支援体制の強化が求められている。

(四) 今後の取組について

ひきこもりに直面している場合は、問題を誰にも相談できず、家庭の中で抱え込んで、地域から孤立するケースも多いと言われており、『住み慣れた地域で、

適切な支援に繋ぐことのできる体制整備が喫緊の課題となっています。

こうした、ひきこもりの現状を、道はどのように認識し、今後、どう対応していく考えなのか、伺います。

(答弁：保健福祉部長 三瓶 徹)

・ひきこもりは、家庭内の問題として相談につながりにくく、長期化することによって、家庭環境に大きな影響をもたらすとともに、本人の社会復帰を難しくすることや、生活が困窮する恐れもあることから、早急に対応していくことが必要である。

・道では、これまで、『北海道ひきこもり成年相談センター』において、ご本人やご家族に対する相談対応や関係機関との連携による支援に加え、保健師や福祉関係職員などの支援関係者に対する、技術向上のための地域研修会の開催などを行ってきたほか、保健所や道立精神保健福祉センターにおいても、相談対応等を行うとともに、市町村や関係機関と連携しながら、適切な支援に努めてきている。

・今後は、これらの取組を進めることはもとより、身近な地域で相談等に対応できるよう、市町村に対し、必要な助言等

を行いながら、相談体制の強化や、関係機関の連携の構築など、支援体制の拡充を促進し、早期に本人の状態や意向などに応じた支援につながるよう、包括的なサポート体制づくりに、積極的に努めてまいる。